



罰則を県民に加えよ 浜田知事コロナ特措法で

●昨年12月28日、浜田高知県知事は新型コロナウイルス感染症対策のための緊急提言（第4弾）を政府に提言。その中で、事業者への休業や営業時間短縮要請への遵守義務を課し、違反した場合は罰則を加えるよう、特措法改定を検討するよう求めています。

県民の納得と合意 十分な補償が前提

●政府・菅政権もコロナ対策にかかわる特別措置法や感染症法の改定で、時短要請に応じない飲食店、入院勧告に従わない患者、患者受け入れに従わない病院に対する罰則と制裁を加えようとしています。こんなことは断固、許されるものではありません。

せん。

感染症対策は、県民・国民の納得と合意、十分な補償によってこそ進められるべきで、制裁を加えるなどをもってのほかです。罰則を振りかざして強制することは、相互監視、差別と偏見、社会の分断を招くことです。強制収容し基本的人権を侵害したハンセン病の教訓を忘れてはなりません。

日本医学会連合も 罰則ダメと緊急声明

●1月14日、一般社団法人日本医学会連合（門田守人会長）が、政府の感染症法等の改正に関して、感染者とその関係者の人権と個人情報を守られ、感染者が最適な医療を受けられることを保証するため、「感染症の制御は国民の理解と協力によるべきであり、法の下で患者・感染者の入院強制や検査・情報提供の義務に、刑事罰や罰則を伴わせる条項を設けないこと」と、緊急声明を発しています。菅政権は罰則制裁をやめるべきです。

持続化給付金及び家賃支援給付金の申請期限を
2月15日まで延長します

令和3年1月15日

- 持続化給付金及び家賃支援給付金の申請期限が1月15日であるとの一部報道がありますが、1月末までに、必要な書類の用意が難しいとお申し出をいただければ、2月15日まで書類の提出を認めることとしております。
- 申請者の方々の事情に応じて柔軟に対応させていただきますので、是非申請いただければと存じます。

中小企業庁次長 奈須野 太
担当：中小企業庁総務課
連絡先：03-3501-1768

★菅内閣は緊急事態宣言を出し、2月7日迄、自粛要請をした。にもかかわらず1月15日で持続化給付金などの支援を打ち切る事は全く整合性がなく矛盾している。打ち切らず継続させよ！との世論に押され菅内閣は方針転換。
★その背景には内閣不支持率の増加。15日直前の時事通信では、支持率34・2%、不支持率39・7%と不支持率が上回る事態となっていた。世論の力が、2月15日迄持続化給付金と家賃支援給付金申請の締切日をのばしました。



家賃支援給付金

&

持続化給付金

一か月延長！